

監査公表第 8 号

平成 29 年（2017 年）10 月 16 日

| | | | | |
|---------|---|---|-----|---|
| 札幌市監査委員 | 藤 | 江 | 正 | 祥 |
| 同 | 窪 | 田 | もとむ | |
| 同 | 武 | 市 | 憲 | 一 |
| 同 | 本 | 郷 | 俊 | 史 |

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査の結果に基づく措置の通知について（平成 29 年 10 月 11 日付け札総第 1519 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1519号

平成29年（2017年）10月11日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 窪 田 もとむ 様
同 武 市 憲 一 様
同 本 郷 俊 史 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

指摘に対する措置

(平成29年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの)

1 平成29年度第1回定期監査(事務監査)関係

| | |
|--|---|
| 監査対象 | 経済観光局観光・MICE推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならない、このうち土地、建物、工作物については財産管理システムに登録することとしている。</p> <p>しかしながら、市内各所に設置している観光サインについて、同システムに登録されていないものが多数みられた。</p> <p>公有財産の登録事務は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに財産管理システムに登録を行い、今後、土地、建物、工作物等の公有財産について、取得・所管換・処分等の増減が発生した場合は、関係規程を遵守し、現物と公有財産台帳とを照合・確認した上で記載を行い、財産管理システムにも登録するよう、役職者会議及び係会議により周知徹底した。</p> | |

| | |
|--|--|
| 監査対象 | 白石区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/1 収入事務/(1) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可の事務に際し、次のような不適正な事務処理がみられた。</p> <p>ア 占用許可期間及び占用面積の取扱いの誤りにより、占用料を過少に徴収しているもの</p> <p>イ 占用許可期間が1年以上の場合、それぞれの年度に分けて占用料を徴収すべきところ、当該年度で一括徴収しているもの</p> <p>ウ 占用許可期間が1か月未満の場合、占用料に消費税等相当分を加算すべきところ、これがなされていないもの</p> <p>エ 占用期間の始期より、相当遅れて占用許可を与えているもの</p> <p>今後は、道路占用許可に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア～ウについて</p> <p>直ちに不足分を徴収するとともに、8月1日に職場研修を行い、関係規程に</p> | |

ついて周知を図るとともに、複数職員により確実にチェックをすることで、適正な事務執行に努めていくこととした。

エについて

8月1日に係内で研修を行い、所管警察署に速やかに申請し、その道路使用許可書の写しを提出することについて申請者に今まで以上に適切な指導を行うよう、各職員に周知を図った。

| | |
|---|---|
| 監査対象 | 経済観光局観光・MICE推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(1) 物品購入等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>4月1日以降に旧年度の日付に遡って支出負担行為伺書を作成（財務会計システムへの入力）した場合、出力される伺書には遡及入力したことを示すアスタリスク記号（「***」）が自動的に印字されるが、年度末（旧年度）の物品購入等に係る入力を4月に行った際、旧年度内に一連の事務処理を終えたよう体裁を整えるため、この印字を消した上で起案処理を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は、年度末に物品購入することは控え、計画的に購入することとし、書類の不備等で事務処理が年度を跨ぐような場合は、新年度予算での購入を行うよう適正な事務の執行について関係職員に周知徹底した。</p> <p>なお、本件に関しては、所属において、担当職員に対し、嚴重注意を行った。</p> | |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 水道局給水部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(2) 各課が直接扱う契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>業務等を担当する各課が直接執行する契約事務について、下記のように、関係規程等への認識や理解の不足、チェック機能の不全などに起因すると思われる不適正な事例がみられた。職務に必要な規程等に対する認識を改め、習熟に努めるとともに、組織的なチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行をなされたい。</p> <p>ア 執行伺の作成に当たり、契約方法等の必要事項の記載がないもの</p> <p>イ 執行伺の決裁後、見積参加者から見積書を徴取せず、事前に予定価格の算定のため参考として徴した見積書を流用したもの</p> <p>（以上、北部配水管理課；産業廃棄物収集運搬処理業務）</p> <p>ウ 年度をまたぐ業務を、前年度中に事実上発注し、契約事務については、当年度に一括して行っていたもの</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(北部配水管理課；車載型無線機載せ替え) エ 年度をまたぐ業務を、前年度中に事実上発注し、契約事務については、当年度にすべての業務が完了した後に、一括して行っていたもの</p> <p>(南部配水管理課；車載型無線機載せ替え) オ 特定随意契約により履行能力のないものに業務を発注したために、業務の再委託を禁じた契約にもかかわらず、全面的な再委託による履行を承認しているもの</p> <p>(水質管理センター；ばい煙測定業務)</p> |
|--|---|

《指摘に対する措置》

ア及びイについて

当該業務は、毎年発注する業務であることから、執行同等の関係書類に不備が無いよう確認の徹底を図るとともに、事務手順の見直しを行い、業務に即したチェックリストを整備して適正な事務処理を行うこととした。

ウ及びエについて

今後、作業期間が年度をまたぐ業務を行う際には、それぞれ対応する年度ごとに事務処理を行うよう課内会議において徹底を図るとともに、公用車一覧表を整理して、年度末にリース期間が終了する車両の欄に、無線機の載せ替え作業が必要であることを明記することにより組織的にチェックする体制を整備し、年度ごとに要する費用の適切な予算計上を行うこととした。

オについて

課内会議において、特定随意契約を行う場合には、特定業者に業務遂行能力があるか慎重に確認するよう周知徹底を図るとともに、併せて、再委託は原則禁止であること、やむを得ず再委託を承諾する際には所定の手順を踏む必要があることなど、関係規程に対する理解を深め、適正な事務執行に努めることとした。また、少額の業務委託においても、業務委託チェックリストにて確認するようチェック体制の強化を図ることとした。

これらの措置に加えて、指摘された事項について、部課長会議において、各課に対し契約事務に係る関係法令の習熟と適正な事務処理を行うよう周知徹底するとともに、今後の定期内部監査において契約事務にかかる監査を重点的に行うことにより組織的なチェック機能の強化を図ることとした。

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 水道局総務部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 水道局本局庁舎排水設備保守管理業務において、排水処理で生じた汚泥（産業廃棄物）の処理を付加していたが、その汚泥の排出の際、法令等に基づくマニフェストを受託者に交付していなかった。また、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれの許可を持った専門の事業者と契約を締結</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>し処理させるところ、産業廃棄物収集運搬の許可しか持たない当該受託者に、収集運搬と併せてその処分を委託していた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されているものであることから、今後は、関係法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
|--|---|

《指摘に対する措置》

次回（平成29年度下半期）の設備清掃から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を持つ事業者と委託契約を行い、マニフェストを交付した上で汚泥の処分を行うよう、準備を進めているところである。

また、今後、同様の事態が発生しないよう、関係法令の遵守に係内ミーティングにより徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 水道局給水部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、不用になった水質検査機器の処理に係る委託については、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> |

《指摘に対する措置》

産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約事務に関し、関係法令を遵守するとともに業務手順を十分理解し、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきであること等、適正な事務執行に努めることについて、勉強会を開催して課内全職員に周知徹底した。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 経済観光局観光・MICE 推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> |

《指摘に対する措置》

役職者会議及び係会議により、指摘事項の内容について周知した。また、産業廃棄物の処理については、法令等によりその方法が厳格に規定されていることから、今後は業務手続を十分に理解した上で適正な事務執行を行うよう関係

職員に周知徹底を行った。

| | |
|---|--|
| 監査対象 | まちづくり政策局政策企画部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記入されている最終的な処分の終了日より前に完了検査を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等に留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査の結果を部内に報告する際に、今回指摘された事項だけではなく、産業廃棄物の処理委託全般にかかる事務の流れや注意すべき事項等を周知し、当該処理についての適切な方法を改めて確認することで、再発防止を図った。</p> <p>なお、今回の監査で指摘を受けた産業廃棄物処理にかかる委託業務については、マニフェストにて最終処分を確認しているところである。</p> | |

| | |
|---|---|
| 監査対象 | 子ども未来局子育て支援部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>業務委託における個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例等に基づき実施機関は、契約書に個人情報を保護するための注意事項を追加する等の必要な措置を講じなければならないものとされている。</p> <p>しかしながら、公立保育所運営補助業務委託契約において、個人情報保護に関する注意事項について受託業者への口頭説明にとどまり、文書を取り交わしていなかった。</p> <p>今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>平成 29 年度の当該業務については、札幌市個人情報保護条例等に基づく必要な措置がなされていることを確認した。</p> <p>また、個人情報に関する取扱いについて、部内職員へ改めて周知を図り、当該業務以外の業務においても、必要な措置を講じているか確認し、併せて、今後、契約する事務においても、必要な措置を講ずるよう、関係職員に対し周知徹底を図った。</p> | |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 厚別区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(5) 市内旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>しているものが多数みられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
|--|---|

《指摘に対する措置》

課長の決裁を受けず、係長職自らの決裁で処理を行っていたものであり不適正な事務処理であったため、今後は、札幌市事務専決規程に定められているとおり係長職の出張命令及び帰庁の際には専決権者である課長職の決裁を受けることとした。

また、今後このようなことがないよう職場内での認識を改めて確認するとともに、例月のデータ送信時に課長まで決裁を取ることでチェック体制を強化することとし、関係規程を順守して適正な事務の執行に努めることとした。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 経済観光局観光・MICE 推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(6) 非常勤職員の報酬支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>非常勤職員に対する報酬支給事務について、月の途中で報酬月額が変更になった場合及び退職した場合の報酬の計算並びに社会保険料の標準報酬月額が変更になった際の控除額等を誤っているものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p> |

《指摘に対する措置》

改めて関係規程について、職員に周知徹底した上で、月の途中で報酬月額が変更になった月及び退職月の報酬額を日割計算において算出し直し、戻入処理を行った。

今後についても、規程の順守を徹底するとともに、決裁者が確認及び指導を確実にを行うようチェック体制の強化を図り、規程に則った取扱いを行うこととした。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 経済観光局観光・MICE 推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 支出事務/(7) 補助金交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>一般社団法人定山溪観光協会に対する補助金の交付に関する事務処理において、以下のとおり補助対象事業の内容等の確認が不十分な事例がみられた。</p> <p>ア 平成28年度歓迎塔及び手湯の建替工事に係る補助金の交付において、交付申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書の記載内容が具体性を欠き、補助対象経費等の妥当性についての確認状況が不明確なもの</p> <p>イ 平成28年度イベント及び開湯150周年記念プロモーション事業に係る補助金の交付において、年度当初に交付決定額全額を</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>概算払していたが、交付申請の際に提出された事業計画書には事業実施時期が明記されておらず、概算払の必要性についての確認状況が不明確なもの</p> <p>補助金は、補助目的の範囲内で、正しく使用されなければならないことから、今後は、補助対象事業の内容や予算の執行状況を十分確認の上、補助目的への適合性や事業効果を慎重に判断し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
|--|--|

《指摘に対する措置》

今後は、同様の事態が発生しないよう、補助金の交付申請時における提出資料について、事業内容に不明確な箇所や記載が不十分な箇所がないかを十分確認するとともに、補助団体の資金フロー、収入の時期、繰越金などを十分に考慮することを徹底し、補助金の交付目的への適合性や事業効果を慎重に判断の上で、適正な事務の執行に努めていくことを役職者会議及び係会議により部内全職員に周知した。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 子ども未来局子育て支援部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 重要な物品の現在高報告に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>本市の所有に属する価格100万円以上の物品については、会計規則上、「重要な物品」と位置付けられ、部長等は、この物品について、毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在高報告書を5月末日までに市会計管理者に提出しなければならないものとされている。</p> <p>この「重要な物品」を所有しているにもかかわらず、現在高の報告を行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |

《指摘に対する措置》

平成28年度に報告漏れとなっていた物品については、平成29年度の報告を行う際に必要な措置を講じて是正を図った。

今後、同様の誤りが発生しないよう、当該報告を作成するにあたっては、備品出納簿による突合のほか、当該報告に該当する物品の購入状況等を歳出経理簿等でも確認するなど、報告漏れとなることのないようチェック体制の強化を図ることとした。

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 東区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 重要な物品の現在高報告に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>本市の所有に属する価格100万円以上の物品については、会計規則上、「重要な物品」と位置付けられ、部長等は、この物品について、毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在高</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>報告書を5月末日までに市会計管理者に提出しなければならないものとされている。</p> <p>この「重要な物品」を所有しているにもかかわらず、現在高の報告を行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに備品台帳の再確認を行い、市会計管理者に報告した。</p> <p>また、以後の備品調達時においては、関係規程を順守し、毎年度、台帳整備等を実行するとともに、複数の職員でチェックする等組織内のチェック体制を一層強化し、適正な事務の執行に努めていくこととした。</p> | |

| | |
|---|--|
| 監査対象 | 白石区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(2) 道路損傷被害に関する事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>道路損傷事故処理要領によると、市が管理する道路を損傷又は汚損された場合、被害の状況等を調査し、原因者が判明したときは、原則、その原因者から損傷行為に係る確認書を徴取の上、所定の様式により工事施行命令を発し、原因者に当該道路の復旧工事を行わせなければならないとされている。</p> <p>しかし、これらの事務処理を口頭確認のみで行い、所定の文書の作成が遅延しているものが多数みられた。</p> <p>今後は、関係規程に留意し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>遅延している事務処理は、今年度内に完了できるよう順次処理している。</p> <p>また、今後、今回と同様に係の職員の不足に伴い事務処理が遅延することを防止するため、係内の事務分掌だけでなく、課内で事務分掌を柔軟に対応できるよう改善の検討をしていく。</p> <p>なお、職員の健康状態の悪化による欠員が事務処理の遅延の一因となったことから、職員の健康管理に注意を払うべく、8月1日に係会議を実施し、業務の進捗管理を行ったほか、病気の予防及び早期発見について、議題に盛り込んだ。</p> | |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 水道局総務部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/4 その他の事務/(1) 派遣労働者受入れに伴う管理事務を適正に行うべきもの</p> <p>派遣労働者の受入れに当たっては、法令等に基づき、事業所毎に派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者毎に必要な事項を記載するほか、派遣元事業者に対し、その記載事項（始業・終業時刻、休憩時間の実績など）について、月1回以上、書面の交付等による通知を行うこととされているが、その通知を行っていなかった。</p> |

| | |
|---|---------------------------------------|
| | <p>今後は、関係法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘を踏まえ、今後は、同様の事態が発生しないよう、関係法令の遵守を課内会議により徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。</p> <p>また、事務処理の方法等について、以下のとおり改善を図った。</p> <p>○派遣先管理台帳について</p> <p>法改正に伴い、派遣先管理台帳の必要事項の追加を失念し、法改正前の様式の使用を続けていた。このため、法令等に基づく必要事項が記載されるよう、派遣先管理台帳の様式を改善した。</p> <p>○月 1 回以上の就業状況等の書面による通知について</p> <p>半月に 1 度、派遣元の様式である「派遣先管理票」（2 枚複写）の確認欄に押印し、双方で保管することにより、就業状況等の通知を行っているものと誤って認識していた。このため、派遣先である水道局から就業状況の通知を行うように取扱いを改め、既に実施している。</p> | |

| | |
|---|---|
| 監 査 対 象 | 都市局建築部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第 2 指摘事項/ 4 その他の事務/(2) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>労働基準法では、勤務時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>7 月 14 日に開催した建築部部課長会議において指摘内容を説明し、今後の改善策を協議した。その結果を受け同月 20 日に各課長及び各課庶務担当係長宛てにこれに係る事務連絡を発出した。</p> <p>各課では、7 月実施の課内会議や事務連絡の発出等により、所属長を含む全職員に対し、「今後は労働基準法の規定を遵守すること及び時間外勤務等の命令及び現認を行う際、それらが適正に行われているか遺漏なく確認すること」を周知徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。</p> | |

2 平成29年度第1回定期監査（工事監査）関係

| | |
|---|---|
| 監査対象 | 下水道河川局事業推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/1 工事施工における品質管理を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することであると定めている。</p> <p>しかし、監査した土木工事の設計変更では、発注者が指示した追加工事の一部において、その仕様等を明示する設計図書の修正が不十分であったため、受注者より提出される品質管理に関する書類を確認できない事例がみられた。</p> <p>発注者は設計変更において、追加工事等が発生した際は、これに係る設計図、特記仕様書等を適切に修正し、工事における品質管理が適正に行われるよう努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>毎月、部役職者会議及び係会議を開催し、関係職員に対し、指摘事項の内容を周知し、今後、設計変更において、追加工事等が発生した際は、これに係る設計図、特記仕様書等を適切に修正し、工事における品質管理が適正に行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、今後、設計変更の際には、担当係長が変更項目について変更設計書と工事施工協議簿の内容を突合して確認することとし、再発防止に努めることとした。</p> | |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 白石区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 適正な設計書の作成と、チェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて努められたい。</p> <p>ア 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、設計変更時において新たに追加した工種の単価適用月日については、措置必要事項報告書の起案時点とすることと定めているが、単価適用月を当初設計伺いの起案日としているもの</p> <p>イ 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、発注者が金銭的保証を必要とする場合は、一般管理費等率の契約保証に係る補正值（0.04%）を計上することとされているが、発注者が金銭的</p> |

| | |
|--|--|
| | 保証を必要としない設計金額250万円以下の小額工事にもかかわらず補正値を計上しているもの |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>部内の役職者会議や各係での係会議を通じ、関係職員全員に対して、積算基準・要領の遵守及び今回の指摘事項の周知徹底を図るとともに、現在使用しているチェックシートに新たに項目を追加し、再発防止に努めることとした。</p> | |

| | |
|---|--|
| 監査対象 | 下水道河川局事業推進部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 工事施工協議簿を作成すべきもの</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、指示、承諾、協議等、工事監督員がその権限を行使する場合は、書面により行うものと定めている。</p> <p>しかし、監査した土木工事において、工事内容の変更が行われたにもかかわらず、工事施工協議簿が作成されていない事例がみられた。</p> <p>現場において監督職員より口頭で指示等が行われた場合であっても、責任の所在を明確にするため、書面による記録を残すよう努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>毎月、部役職者会議及び係会議を開催し、関係職員に対し、指摘事項の内容を周知し、工事内容の変更が行われた際には、工事施工協議簿を適切に作成して交付するよう周知徹底を図った。</p> <p>また、今後、工事内容の変更の際には、担当係長が変更項目について変更設計書と工事施工協議簿の内容を突合して確認することとし、再発防止に努めることとした。</p> | |

| | |
|---|---|
| 監査対象 | 白石区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 道路維持除雪業務の写真を確認すべきもの</p> <p>「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」では、受託者は施工管理基準の写真管理に基づき撮影し、適切な管理のもと保管し検査時に提出しなければならないと定めている。</p> <p>しかし、監査した道路維持除雪業務の写真の中に、過年度の業務において撮影した写真を使用している事例がみられた。</p> <p>発注者は、受託者から提出された写真が適切に撮影されているか確認し、受託者の指導を徹底されたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議（維持係長、冬みち地域連携担当係長、工事担当係長、災害対策担当係長、係員9名全員出席）を開催し、写真管理について改めて確認するとともに、業務着手時及び除雪業務期間開始前には受託者に適切な写真撮影を指導す</p> | |

ること及び発注者としてチェックを十分に行うことを周知徹底した。

また、当区発注業務の受託代表者に対し、写真管理について改めて確認させ、適切に写真管理するよう維持管理課長から指導を行った。なお、今年度新たに発注する業務（10月1日着手予定）についても、同様に指導を行う予定である。

| | |
|--|--|
| 監査対象 | 厚別区土木部 |
| 監査委員の指摘事項 | 第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 道路維持除雪業務の写真を確認すべきもの 「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」では、受託者は施工管理基準の写真管理に基づき撮影し、適切な管理のもと保管し検査時に提出しなければならないと定めている。 しかし、監査した道路維持除雪業務の写真の中に、過年度の業務において撮影した写真を使用している事例がみられた。 発注者は、受託者から提出された写真が適切に撮影されているか確認し、受託者の指導を徹底されたい。 |
| 《指摘に対する措置》 係会議（維持係長及び係員6人全員出席）を開催し、写真管理について改めて確認するとともに、作業開始前には受託者に周知すること、及び受託者から写真が提出された際には適切に撮影されているか確認を徹底するよう指導した。 また、当区発注業務の除雪センター長に対し、写真管理について改めて確認させ、適切に写真管理するよう維持管理課長から指導した。 | |